

保育所等の利用に関する確認書

以下の内容をよく読み、すべての確認欄にチェックの上、裏面の保護者記入欄に記入をお願いします。

(現在直接当てはまらない項目についても確認し、すべてに☑ をしてください。)

入所調整について		チェック欄
1	入所案内を読み、内容についてご理解いただけましたか。	☐
2	希望施設は入所希望順で通園可能な施設をご記入ください。(希望施設の変更は各申込期間の締切日まで可能です。)	☐
3	施設によって場所・開所及び保育時間・保育内容・保育料以外の費用等が異なります。事前に見学やお問い合わせ、ホームページでの確認等をしていただいたうえでお申込みください。また、似ている施設名がありますので、お間違えのないようによくご確認ください。施設名の記載間違いが発覚した場合でも、施設の変更はできません。	☐
4	申込内容と事実が異なる場合は、入園の内定や決定を取消することがあります。	☐
5	入所調整は指定期日までに提出された書類によって行われます。指定期日時点で書類不備の場合は入所調整の対象になりません。次回以降に再度入所申込みが必要となります。	☐
6	申込内容が変更になった場合には、至急ご連絡ください。申込内容と事実が異なる場合や、変更が生じたにも関わらずご連絡がない場合、内定・決定の取消しになることがあります。	☐
7	証明書類の記載に整合性がない場合や、不明な点がある場合には事業主に問い合わせをすることがあります。また、必要に応じて、職員が職場等に訪問し、就労状況をお聞きすることがあります。	☐
8	提出された書類についてはお返しいたしませんので、必要なものについては事前にコピーをお取りください。	☐
9	内定後に受けていただく面接、健康診断等の結果により、内定が取り消されることがあります。また、入所日までに面接、健康診断を受けられない場合は、内定取消となります。	☐
10	家庭状況調査書に記載がなく、入所決定後に児童の障がいや疾病等が判明した場合、入所決定の取消しを行う場合があります。	☐
11	内定した保育施設への入所を辞退する場合、「辞退届」の提出が必要です。辞退後に保育施設への入所を希望される場合、再度入所申込みをしてください。	☐
12	0歳児保育の受入月齢は施設ごとに異なります。必要週数に満たない施設を希望された場合、当該施設以外の希望施設で入所調整を行います。	☐
産前産後入所について		
13	入所希望日が、出産予定日(又は出産日)を基準として計算し、産前8週・産後8週に該当する場合、他の事由があっても「妊娠・出産」の事由での申込みとなります。	☐
育児休業からの復帰について		
14	育児休業中の方は入所希望日までの復職が前提となります(ならし保育を利用の場合は入所希望日から日曜・祝日を除く5日以内)。復職の意思がない場合は、入所調整の対象になりません。	☐
15	4月はならし保育の利用はできません。	☐
16	復帰日が予定と異なる場合は退所となります。復帰日が変更となる場合は、遅くとも入所日の10日前までに必ず幼児保育課にご相談ください。	☐

転園希望について		
17	転園申込の場合、転園が内定すると、それまで在園していた保育施設は退所となります。待機者の入園を同時に内定するため、内定を辞退しても元の施設に戻ることはできません。	☐
18	転園申込の取下げができるのは、各申込期間の締切日までです。	☐
19	育児休業中の転園はできません。	☐
地域型保育希望について		
20	「地域型保育事業」は2歳児クラスまでです。3歳児で保育施設への入所を希望する場合は、新たに申請が必要となります。その際は、その時点での入所基準に基づき審査します。3歳児からの認可保育施設への入所が確約されるものではありません。	☐
入所できなかった場合について		
21	欠員がない、又は申込者多数の場合、入所できないことがあります。内定しなかった場合の方策についても、あらかじめご検討いただきますよう、お願いいたします。	☐
22	申込書類の有効期限は令和9年度末（令和10年3月31日）までとなります。令和10年度の保育所等の利用を希望する場合は、改めて申込手続きを行う必要があります。	☐
入所後の利用について		
23	保育を必要とする事由により、教育・保育給付認定の有効期限が異なります。保育を必要とする事由が継続する場合は有効期限が切れる前に必要な書類を提出し、新しい支給認定証の交付を受けてください。教育・保育給付認定の有効期限が切れる場合、退所となります。	☐
24	入園後1カ月以上（下の子の里帰り出産と入所児童の入院に伴う休所の場合は3カ月以上）、園に通園しない（できない）場合は、事実が判明した時点で退所となります。	☐
25	保育施設でお子さんをお預かりする時間は、保護者の勤務時間、最低限の通勤時間を合わせた時間となります。買い物や保護者の食事、夕食の準備等は含まれません。	☐
26	就労認定の場合、保育時間の認定は勤務時間により認定されます。勤務時間が短いなどの理由で保育短時間に認定された方は、保育標準時間を希望することができません。	☐
27	入園後、申込（申請）内容に変更がある場合（住所・世帯の状況・入所事由・保育必要量など）は、すぐに届出が必要です。	☐
28	入園後に鳥取市外に転出した場合には、継続入所はできませんので退所となります。	☐
保育料について		
29	保育料は指定された期日までに必ずお支払いください。保育料の滞納がある場合、自宅・保育施設・勤務先等に、電話や訪問による確認を行う場合があります。	☐

～保護者記入欄～

保育所等の利用申込にあたり、上記の内容を確認しました。			
令和 年 月 日			
住所 鳥取市 _____			
代表保護者名 _____ ㊤ （自署の場合、押印不要。）			
入所児童名 _____			